

東京医療保健大学和歌山看護学部国試・進路支援委員会規程

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部における国家試験対策、及び進路支援に関する事項を審議するため、国試・進路支援委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 国家試験対策学習計画に関する事項
- (2) 国家試験支援体制に関する事項
- (3) 国家試験対策を担当する学生との調整に関する事項
- (4) 就職支援に関する事項
- (5) 進学支援に関する事項
- (6) 卒業後交流、支援に関する事項
- (7) その他国家試験対策、進路支援に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に国家試験対策委員長及び進路支援委員長、並びに副委員長を置く。

- 2 国家試験対策委員長及び進路支援委員長は、それぞれ国家試験対策、進路支援について統括するものとする。
- 3 国試試験対策委員長及び進路支援委員長は、目的に応じて委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第5条 委員会に関する事務は、和歌山事務部で行う。

附 則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。
この規定は、令和7年4月1日から施行する。
この規定は、令和7年4月9日から施行する。